

議案第26号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年4月13日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）等の施行に伴い、固定資産税の課税標準の特例措置に関する規定について引用条項の整理をするとともに、軽自動車税種別割のグリーン化特例の期間を延長するに当たり、改正の要あるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市市税条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

逗子市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市条例第10号

逗子市市税条例の一部を改正する条例

逗子市市税条例（昭和49年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第26項中「、第15条の8及び第64条」を「及び第15条の8」に改め、同項第3号中「法附則第15条第26項第1号イ」を「法附則第15条第25項第1号イ」に改め、同項第4号中「法附則第15条第26項第1号ロ」を「法附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同項第5号中「法附則第15条第26項第1号ハ」を「法附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同項第6号中「法附則第15条第26項第1号ニ」を「法附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同項第7号中「法附則第15条第26項第2号イ」を「法附則第15条第25項第2号イ」に改め、同項第8号中「法附則第15条第26項第2号ロ」を「法附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同項第9号中「法附則第15条第26項第2号ハ」を「法附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同項第10号中「法附則第15条第26項第3号イ」を「法附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項第11号中「法附則第15条第26項第3号ロ」を「法附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項第12号中「法附則第15条第26項第3号ハ」を「法附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項第13号中「法附則第15条第29項」を「法附則第15条第28項」に改め、同項第14号中「法附則第15条第33項」を「法附則第15条第32項」に改め、同項第15号中「法附則第15条第34項」を「法附則第15条第33項」に改め、同項第17号を削る。

附則第30項中「第37項」を「第33項」に改める。

附則第31項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改める。

附則第32項から第35項までを削る。

附則第36項中「法附則第30条第7項」を「法附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が発行日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第32項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「前項の表中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を附則第32項とする。

附則第37項中「法附則第30条第8項」を「法附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が発行日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第33項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「附則第31項の表中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を附則第33項とし、附則中第38項を第34項とし、第39項を第35項とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の逗子市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同

条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 4 新条例附則第30項から第33項までの規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。